



パ ブ リ
K R P B L

旭川市大町2条10丁目173番地の82KRビル

| 建設連合 | TEL: 0166-52-2845 FAX: 0166-53-7162

| 協同組合 | TEL: 0166-59-2201 FAX: 0166-59-2205

No. 21

2026.2

【労働保険事務組合からお知らせ】

令和8年度年度更新が

はじまります

事務委託をされている事業所さまの労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新の時期が近づいてまいりました。年度更新関係書類を4月に郵送いたしますので、提出期限までに当組合へご提出ください。記入方法についてご不明な点等ございましたらお問い合わせください。



健康診断は年に一度は

受けましょう!

健康診断は病気の早期発見・予防を通じて、長く元気で働くためには必須の健康管理です。当組合の契約病院ではお得に項目の多い健康診断を受診することができます。平日お忙しい方は日曜日の集団健康診断を受けていただくことも可能です。詳しくは同封された健康診断のご案内をご覧ください。



4月から「130万円の壁」に関する健康保険の被扶養認定の判定基準が変更されます

今回の改正は、パートやアルバイトで働く方々が「扶養を外れないために仕事をセーブする」といった就業調整を防ぎ、より柔軟に働ける環境を整えることが目的とされています。これまでの被扶養者の過去の収入や現時点の収入、または将来の収入見込みなどを総合的に判断し「今後1年の収入見込み」で年間収入が判定されていきました。

令和8年4月からは「労働契約の内容(労働契約書など)」に基づいて年間収入が判定されます。具体的には、労働契約書(労働条件通知書)に記載された時給・所定労働時間・所定労働日数から算出される年間収入が基準額(原則130万円)未満であれば、原則として扶養に入り続けることができます。

◎改正のポイント

① 残業代(時間外賃金)は原則、計算に入れなくてよい
▼ 労働契約書に「必ずこのくらい残業します」という規定がない限り、残業代は原則として年間収入の見込みには含めなくてよいことになりました。

(残業を見込まない場合はその旨を明確に記載)

② 通勤手当は必ず含める

▼ 労働契約書に通勤手当の金額を必ず明記し年間収入見込みの計算に含める必要があります。

※以下のケースでは基準が130万円より大きい額となります。

○ 60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がい者 ↓ 180万円未満

○ 19歳以上23歳未満で配偶者以外 ↓ 150万円未満

4月の適用開始に向けて企業側では「書類管理と契約内容の明確化」をすることが重要です。

在職老齢年金の支給停止基準額が引き上げられます

令和7年の年金制度改革により、在職老齢年金の年金が減額になる基準額が令和8年4月から現行の51万円(令和7年度)から65万円へと引き上げられます。

在職老齢年金制度の対象となるのは、60歳以上で老齢厚生年金の受給権があり、かつ厚生年金保険の適用事業に勤務している方です。

今回の改正は高齢者の就労意欲をさらに後押しし、働きやすい環境を整備することを目的としています。基準額が引き上げられることで、これまで年金の減額を理由に就労時間を調整していた方もより柔軟に働けるようになります。

2026年3月まで

51万円/月

2026年4月以降

65万円/月



【一人親方組合からお知らせ】

第1期労災保険料納入期日

令和8年度第1期保険料および組合費の納入が始まります。

【窓口・振込にてお支払いの方】

令和8年4月10日(金)まで

【自動引き落としの方】

ゆうちょ・信金

令和8年3月10日(火)

または4月10日(金)

その他銀行

令和8年4月13日(月)

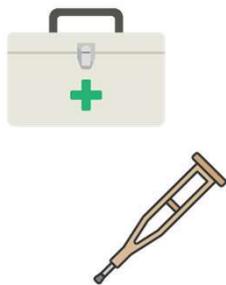
万が一お仕事中に怪我を してしまったら

お仕事中や現場へ向かう途中で負傷したり病気にかかった場合、健康保険は原則使えませんので労災の給付手続きを行います。

〜手続きの流れ〜

1. まずは病院を受診する
2. 病院に「労災です」と伝える
3. 当組合へ連絡する

ご連絡いただきましたら給付手続きにあたって必要事項の聞き取りを行い、書類を作成いたします。労災保険の手続きについてご不明な点がございましたら、ご連絡ください。



墜落・転落災害防止のポイント

建設業で発生する労働災害のうち、事故の型別の21分類ある中で最も多いのが「墜落・転落」です。

さらに、死亡労働災害の特徴として「建設三大災害」という言葉があり「墜落災害」「重機災害」「崩壊災害」の3つで全体の殆どを占めています。

今回よりKRパブリにて各月発行記事で墜落・転落災害防止のための4つのポイント掲載いたしますので安全対策の遵守徹底をお願いします。

ポイントその① 高所作業の基本

高さ・深さが2m以上の箇所では：
●足場の設置又は作業床の設置をすること

▼高さ2m以上の箇所では墜落のおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設置しなければなりません。作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、要求性墜落制止器具を使用するなどの対策をしましょう。

●作業床には手すり等墜落防止措置を設けること

▼高さ2m以上の作業床の端、開口部等には、囲い、手すり、覆い等を設けましょう。
囲い等を設けることが困難なときは、作業床と同様、防網を張り、要求性墜落制止器具を使用するなどの対策をしましょう。

●スレート等の屋根上の危険の防止をすること

▼スレート、木毛板等の材料で、ふかされた屋根上の作業時は幅30cm以上の歩み板の設置、防網を張る等の踏み抜き防止措置をしましょう。

【国税庁より】

通勤手当の非課税限度額が 引上げ

令和7年11月にマイカーや自転車などで通勤する従業員を対象に通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。改正は令和7年4月にさかのぼって適用されます。

非課税限度額とは従業員に支給する通勤手当のうち「税金がかかる範囲内であれば所得税の計算対象から除外されるため、従業員の手取りを減らさずに通勤費用を支給できます。

「片道15km以上25km未満の場合は一萬二千九百円」のように具体的な金額を就業規程に記載している場合は、改正後の金額に合わせて規程の改定が必要となりますのでご確認ください。

通勤距離 (片道)	課税されない金額		
	改正後 (令和7年4月1日以後適用)	改正前	差額
55km 以上	38,700円	31,600円	7,100円
45km 以上 55km 未満	32,300円	28,000円	4,300円
35km 以上 45km 未満	25,900円	24,400円	1,500円
25km 以上 35km 未満	19,700円	18,700円	1,000円
15km 以上 25km 未満	13,500円	12,900円	600円
10km 以上 15km 未満	7,300円	7,100円	200円
2km 以上 10km 未満	4,200円	同左	0円
2km 未満	(全額課税)	同左	0円

【安全・衛生情報】

ストレスチェックとは？

ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで自分のストレスがどのような状態にあるかを調べる簡単な検査です。

労働者が50人以上いる事業所では毎年1回この検査をすべての労働者に対して実施することが義務付けられています。

ストレスチェックには、労働者の健康維持に関わる3つの目的があります。

- ▼労働者のメンタルヘルス不調防止
- ▼労働者自身のストレス状況の把握
- ▼働きやすい職場環境作り

労働者が不調を感じる前にストレスチェックを行うことでメンタルヘルスの不調防止ができます。予防のためには、労働者自身が自分のストレス状況を把握しておくことが重要です。労働者が働きやすいと感じる環境にすることで、ストレスを減らすことも大きな目的の1つです。

※令和7年5月に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、50人未満の事業場のストレスチェック実施の義務化が公布後3年以内に施行されます。

